

# 答 申 書

平成29年10月31日

京都市長 門川 大作 様

京都市環境影響評価審査会  
会長 笠原 三紀夫



平成29年9月12日付け環環管第23号をもって諮問のありました「新普通科系  
高校施設整備事業に係る配慮書案について」、慎重に検討を行った結果、下記のとおり  
答申します。

## 記

### 1 全般的事項

- (1) 事業の実施に伴い重大な影響を受けるおそれのある環境要素が、適切に選定されている。
- (2) 今後の事業計画を具体化するに当たって、施設の配置及び構造について引き続き検討し、環境への負荷をできる限り回避し、又は低減できるように努めること。
- (3) 配慮書案の環境配慮方針及び内容に基づき事業を実施すること。
- (4) 教育を主体とした考え方に基づいて施設の基本方針が適切に定められているため、本方針に従い、教育施設整備事業としての特性を十分に踏まえた事業計画としていくこと。

### 2 大気質及び騒音

- (1) これまでに既存施設において実施されたアスベストの調査結果について配慮書に記載すること。
- (2) 解体前にアスベストの調査を行い、アスベストが使用されている場合、法に従って適切に解体すること。
- (3) グラウンド使用時に発生する騒音や砂埃について、適切な対応を行い、配慮すること。

### 3 土壌

以前、工業高校であった特性を踏まえ、適切な土壌汚染調査を行い、必要な措置を講じること。